

## 令和2年度

# 住警器等配付モデル事業実施地区の募集について

一般社団法人全国消防機器協会

社会貢献委員会

一般社団法人全国消防機器協会(以下「協会」という。)におきましては、住宅火災や地域の安全・安心に対する消防防災を取り巻く社会情勢を踏まえ、協会及び傘下の団体各会員の活動を通じて、火災・災害による被害の軽減や地域における安全・安心の向上など消防防災分野における社会貢献を積極的に行うこととしております。このため、平成16年7月に「社会貢献委員会」(以下「委員会」という。)を設置し、活動しているところであります。

特に、平成23年6月から、全国のすべての住宅に住宅用火災警報器(以下「住警器」という。)の設置が義務化されたことを踏まえ、さらに住民一人ひとりが住宅防火に関心をもつていただくために、これらの機器の普及に係る広報・普及啓発活動の一助となすため、全国の20地域の高齢者世帯に住警器、住宅用消火器(以下「消火器」という。)及び防炎品の配付を行っております。

令和2年度につきましては、更なる住民の住宅防火に対する意識の高揚並びに住警器の更なる普及並びに消火器及び防炎品の普及促進を図るため、「**住警器等配付モデル事業実施要綱**」を策定しました。

この要綱に基づき、地域の高齢者世帯に対する住警器、消火器及び防炎品の配付及び取付けを行うモデル事業を下記のとおり実施することとし、全国各都道府県内の市町村及び消防本部に対して、当該モデル事業実施希望者の募集を行うことといたしました。(事業の概要を参照してください。)

### 1 配付対象地区

配付対象地区は、住宅防火モデル地区、住宅防火対策推進協議会(連絡会等を含む。)等が整備されている市区町村又は消防本部内の地区で、次の要件を満たし、かつ、配付及び取り付け等の事業に協力が可能な地区とする。

- (1) 1地区当たり配付対象となる高齢者等(災害時要援護者を含む。)のみの所帯が、概ね100世帯以上であること。なお、1地区でこの要件を満たさない場合にあっては、複数の地区とすることができること。
- (2) 配付事業を行う事により、住警器、消火器及び防炎品についての普及の促進に効果があると認められること。
- (3) 消防団、婦人防火クラブ、老人クラブ等の協力により、配付した住宅用火災警報器及び住宅用消火器の取り付けが行え、火災などの災害時に高齢者への支援体制ができる環境が整っていること。
- (4) 原則として、配付事業実施地区は、過去に当「社会貢献委員会」等から住警器等の配付を受けていないこと。

なお、申請団体が過去に申請されている場合でも、配付事業の実施を予定している地

区が異なる場合には、対象とします。

- (5)配付事業実施地区決定後又は配付事業実施にあたっては、当該地区的住民や報道機関等に対し、配付事業の内容、実施等について積極的に広報し、情報提供を行うこと。

## 2 配付予定の住警器、消火器及び防炎品

- (1) **住警器**は、「住宅用防災警報器及び住宅用防災報知設備に係る技術上の規格を定める省令」(平成17年1月25付け総務省令第11号)に適合する警報器とし、配付個数は原則として一地区当たり概ね100個とする。
- (2) **消火器**は、「消火器の技術上の規格を定める省令」(平成12年9月14付け自治省令第44号)に適合する住宅用消火器とし、配付本数は原則として一地区当たり概ね25本とする。
- (3) **防炎品**は、公益財団法人日本防炎協会が認定する防炎品のうち、防炎エプロン及び防炎アームカバーとし、配付セットは原則として一地区当たり概ね25セットとする。

## 3 住警器等の贈呈式及び住宅防火対策講演会の実施地区の募集

配付事業実施地区決定後に、1乃至2地区において贈呈式及び住宅防火対策講演会を当全国消防機器協会及び実施地区団体（申請者など）との共催により行う予定としており、協力いただける団体を募集します。

## 4 申請書

「住警器等配付等モデル事業実施要綱」(別添2) 別記様式による。

## 5 申請期限

**令和2年5月29日(金) 必着**

**(電子メール、FAXでの申込みも可とします。)**

## 6 申請書提出先

〒105-0001 東京都港区虎ノ門2丁目9番16号 日本消防会館 3階  
一般社団法人 全国消防機器協会「社会貢献委員会」  
事務局 (担当者 橋本/鈴木(麻))

TEL 03-3595-1868 FAX 03-3595-0189

E-mail **shouboukiki@nfes.or.jp**